

● 新指定答申文化財の概要

【種別】有形文化財 工芸品

【名称】太刀

銘 勢州桑名郡益田庄藤原朝臣村正作 天文十二年五月 二口

附 四弁花繫文錦包糸巻太刀拵 二本

(たち めい せいしゅうくわなぐんますだのしょうふじわらのあそん

むらまささく てんぶんじゅうにねんごがつ

つけたり しべんかつなぎもんにしきつつみいとまきたちこしらえ)

【所在地】桑名市京町37-1 桑名市博物館(寄託)

桑名神社・中臣神社所蔵

【年代】室町時代(1543年)

【規模】①刃長75.9cm ②刃長75.8cm

【概要】

室町・戦国時代に、桑名の刀匠である村正が制作した2口の太刀です。①には「春日大明神」(中臣神社の旧称)、②には「三崎大明神」(桑名神社の旧称)と刻まれており、それぞれの神社に奉納されたものです。いずれも四弁花繫文錦包糸巻太刀拵におさめられています。

村正は、美濃国(今の岐阜県)の兼定・兼元、備前国(今の岡山県)の勝光・祐定らとともに、室町時代後期を代表する名工です。今回の指定となる太刀は、3代目村正の作といわれています。村正は桑名を拠点に活動しており、その秀でた作品は、「妖刀村正」としても知られています。

この太刀は、戦国時代の桑名における刀工の存在を実証するとともに、伊勢国(三重県)における工芸技術の典型的なものであり、さらには2口の太刀が同時に制作・奉納されたという点で文化的意味からも価値が高いものです。



左：太刀① 右：太刀②